

付録 1 認証項目・参考項目

1. 認証項目及び参考項目について

(1) 認証項目【試行運用（一つ星認証）】

「認証項目」は、本認証制度において合否を判定するための項目で、27項目を満たす必要があります。ただし、一部の認証項目には複数の小項目が設定されており、すべての小項目を満たさなくても、設定された基準に達していればその評価項目が満たされます。

(2) 参考項目【二つ星認証以上の取得に向けて参考点を付与する項目】

「参考項目」は一つ星の合否には関係しませんが、将来の二つ星、三つ星取得に向けた目安を示す観点から加点方式により参考点を付与する項目です。

2. 用語の定義

認証項目及び参考項目に記載されている用語については下表の定義をご参照ください。

用 語	定 義
対策分野	取組みの対象となる以下 A-F の 6 分野です。 A 法令遵守等 B 労働時間・休日 C 心身の健康 D 安心・安定 E 多様な人材の確保・育成 F 自主性・先進性等
対象期間又は時点	各項目の内容が満たされているか判断する際の基準となる期間または日です。
基準日	申請者が指定した、申請月の前月の任意の日です。「基準日」において該当項目の内容が満たされている必要があります。
過去○年間	上記「基準日」からさかのぼって○年間とします。 この期間全般において該当項目の内容が満たされている必要があります。 (例) 2020 年 9 月の申し込みで、「基準日」を 8 月 10 日に指定した場合、「過去 3 年間」の対象期間は 2017 年 8 月 11 日から 2020 年 8 月 10 日までです。
判定対象及び点数	判定対象は、①「法人全体」、②「認証申請の対象となる全ての営業所」または③「対象営業所の一部」のいずれかになります。一部の項目では、a. 全ての営業所または b. 一部の営業所が該当する場合のそれぞれに付与される点数が記載されています。
提出書類	認証項目で申請時に提出が求められている 6 種類の書類です。
保管書類	認証項目で保管が求められている書類です。対面審査の際に審査員が現地で確認します。
労働基準関係法令	本認証制度では、①労働基準法、②最低賃金法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の 4 法令とします。

認証項目

【試行運用（一つ星認証）】

解説書 ページ	通し 番号	対策 分野	一つ星 認証 (試行運用)	認証項目	対象期間 又は時点 ※基準日は申 請前月の任 意の日	判定対象及び点数		提出書類	保管書類 (登録証書有効期 間内の保管義務付 け、事後チェック (対面審査) 時に 確認)
						認証申請 の対象営 業所の全 てが該当 する場合	認証申請 の対象営 業所の一 部が該当 する場合		
42	1	A 法令 遵守 等	いずれも 満たすこと	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。	過去1年間	法人全体で判定	-	-	不起訴であることが確認できる不起訴処分告知書または裁判で無罪になっていることが確認できる判決文
	2			労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分または無罪となっている。				-	
43	3			使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会または中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査または取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。				-	救済命令等の取消しが確定していることが確認できる文書
	4			道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。				行政処分の違反点数を受けている事業者については、是正措置が適切に実施(または計画)されていることが確認できる書類(事業改善報告書等)の写し	左記提出書類の本紙
44	5			就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。				認証申請の対象となる全ての営業所	就業規則の写し
	6			36協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。		36協定の写し			36協定本紙
45	7			従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。		法人全体で判定		労働条件通知書の写し	労働条件通知書本紙
	8			本認証制度に基づく認証を取り消されていない。				-	-
46	9			本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示または説明していない。		-		-	
	10	満たすこと	過去1年間	認証申請の対象となる全ての営業所	行政処分の違反点数を受けている事業者については、是正措置が適切に実施(または計画)されていることが確認できる書類(事業改善報告書等)の写し	左記提出書類の本紙			
47	11	B 労働時間・休日	「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑧で少なくとも合計6点以上となること	労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 ①労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、または定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	基準日	2点	-	-	計画書、就業規則等(運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを計画、または定めた書類等)
②労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、または定めている。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。				2点		1点			
③労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)確保することを計画している、または定めている。				2点		1点			
④労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を12日以内に制限することを計画している、または定めている。				2点		1点	-	左記を証する書類(就業規則本紙等)	
労働時間管理・休日取得のための取組みを実践している。 ⑤フルタイムの運転者の年間の休日数は平均105日以上(※注)である。(計画でも可) ※注：年次有給休暇を除く(年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均105日以上)				2点		1点			
⑥フルタイムの運転者について、完全週休2日制(※注)を採用している。 ※注：1年を通して、毎週2日の休日がある。				2点		1点			
49				⑦労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。		2点	-	-	
				⑧全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。		2点	-	-	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールとその実施状況がわかるもの(社内規程など)

解説書ページ	通し番号	対策分野	一つ星認証 (試行運用)	認証項目	対象期間又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		提出書類	保管書類 (登録証書有効期間内の保管義務付け、事後チェック(対面審査)時に確認)	
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合			
51	11	B 労働時間・休日	「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑬でも少なくとも合計6点以上となること	⑨特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等）がある。	基準日	2点	－	－	左記を証する書類 (就業規則本紙等)	
⑩運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、またはこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。				2点		1点	－	労働時間を管理している書類		
⑪デジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、分析ソフトを使用して運用している。				2点		1点	－	指導教育記録簿		
⑫事業者の代表者または担当役員が、四半期ごと以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、または自ら把握している。 【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】				2点		－	－	報告・把握内容が確認できる書類		
⑬その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取組みを実施している（自由記述欄に取組みを記述）。				2点		－	－	左記を証する書類		
52										
53	12		満たすこと	運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、またはこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	基準日	認証申請の対象となる全ての営業所		－	労働時間を管理している書類	
54	13	C 心身の健康	いずれも満たすこと	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。	基準日	認証申請の対象となる全ての営業所		各委員会構成員一覧、または議事次第や議事録（従業員の意見を聴くための機会を設けた場合それが確認できる書面）の写し	左記提出書類の本紙	
14	認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。			－				－		
15	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。			営業所ごとに様式第6号（労働安全衛生規則第52条関係）で規定する直近1回分の定期健康診断結果報告書の写し（労働基準監督署の受付印があること）				様式第6号本紙定期健康診断結果		
55										
56	16		「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑥でも少なくとも合計6点以上となること	心身の健康に関する先進的な取組みを実施している。 ①法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している。	基準日	2点	1点	－	請求書、領収書等	
②運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している（自由記述欄に導入している機器を記述）。		2点		1点		－	実物または請求書領収書等			
③従業員の心身の不調を未然に防ぐ取組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定		2点		1点		－	取組の年間スケジュールを記載した書面診断結果、研修資料、実施報告書等			
④管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。		2点		1点		－	営業所ごとの面談記録			
⑤パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署または担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。		2点		1点		－	社内の周知文書			
57										
58										
59	17	D 安心・安定	いずれも満たすこと	認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	過去1年間	認証申請の対象となる全ての営業所		－	－	
18	健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。			－				保険料の納付証明書、預金通帳の口座振替部分のコピー等		
19										
60										

解説書 ページ	通し 番号	対策 分野	一つ星 認証 (試行運用)	認証項目	対象期間 又は時点 ※基準日は申 請前月の任 意の日	判定対象及び点数		提出書類	保管書類 (登録証書有効期 間内の保管義務付 け、事後チェック (対面審査) 時に 確認)
						認証申請 の対象営 業所の全 てが該当 する場合	認証申請 の対象営 業所の一 部が該当 する場合		
61	19		「判定対象 及び点数」 欄の点数 が、①～⑥ で少なく とも合計 4点以上 となるこ と	④定年廃止、定年延長または再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある。	基準日	2点	1点	－	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書
				⑤採用当初から正社員採用としているか、または採用当初は正社員ではない場合も1年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。		2点	1点	－	就業規則、求人広告またはこれに準ずる文書
				⑥その他、上記項目に該当しない運転者の安心・安定のための取組みを実施している(自由記述欄に取組みを記述)。		2点	1点	－	左記を証する書類
62		D 安心・安定	いずれも満 たすこと	交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない。 ※労働基準法第16条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁止されている。	基準日			－	－
63	21			認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	過去1年間	認証申請の対象となる全ての営業所	－	－	
	22			最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。			－	－	
64	23			歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されている。あるいは、歩合制度を採用していない。	基準日	－	－		
	24	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	－	－					
65	25		いずれも満 たすこと (タクシー のみ)	労働基準監督署から累進歩合制度(※注)の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ※注：歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。	過去5年間			－	改善状況の報告文書、若しくは運転者に示した見直しの文書(指導文書の交付を受けた場合)
	26			名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料 ・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料 ・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料 ・障害者割引に係る割引額	基準日	認証申請の対象となる全ての営業所	－	運転者に示した見直しの文書	
66		E 多様な人材の確保・育成	「判定対象 及び点数」 欄の点数 が、①～⑧ で少なく とも合計 6点以上 となるこ と	多用な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。 ①運転免許の取得支援制度を設けている。	基準日	2点	1点	－	就業規則、求人広告またはこれに準ずる文書
				②①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている(自由記述欄に導入している資格取得制度を記述)。 【例：運行管理者、フォークリフト、クレーン等】		2点	1点	－	運転者への周知文書等
女性運転手が働きやすい環境がある。 ③常時選任する女性運転者がいる。	2点			1点		－	常時選任する女性運転者を含む運転者台帳		
④営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設または睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。	2点			1点		－	女性専用の施設の図面または写真		
⑤その他、③④に該当しない女性運転者を採用する・支援する取組みを実施している(自由記述欄に取組みを記述)。	2点			1点		－	左記を証する書類		
運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。 ⑥運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例：育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】	2点			1点		－	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書		
⑦運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例：社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】	2点			1点		－	福利厚生制度の規程等		
⑧運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例：社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】	2点			1点		－			
67									
68									
69									

参考項目

【二つ星認証以上の取得に向けて参考点を付与する項目】（参考点は一つ星の合否には関係しない）

解説書ページ	通し番号	対策分野	対象事業者	参考項目	対象期間 又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		保管していただくことを予定している書類
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合	
72	1		全て	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（バス）または休日労働の限度違反がない。 ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援助物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守（運送1回分に限る。）その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。（時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。）	過去1年間	2点	－	客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合は日報等その旨を証する書類
	2		全て	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	年間960時間以内	2点	－	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書（運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを定めた書類）
73 ～ 75	3		全て	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを年間840時間以内に制限しており、一部の営業所を年間720時間以内に制限している場合：2点（全営業所年間960時間以内）＋2点（全営業所年間840時間以内）＋1点（一部営業所年間720時間以内）＝5点	年間960時間以内	2点	1点	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書（運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを定めた書類）
					年間840時間以内	2点	1点	
					年間720時間以内	2点	1点	
					単月100時間未満	2点	1点	
					2～6ヵ月の平均がいずれも80時間以内	2点	1点	
75 ～ 77	4	B 労働時間・休日	全て	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間以上確保することを定めている。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10時間以上確保しており、一部の営業所で12時間以上確保している場合：2点（全営業所9時間以上）＋2点（全営業所10時間以上）＋1点（一部営業所11時間以上）＋1点（一部営業所12時間以上）＝6点	9時間以上（隔日勤務の場合は21時間以上）	2点	1点	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書（運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間以上確保することを定めた書類）
					10時間以上（隔日勤務の場合は22時間以上）	2点	1点	
					11時間以上（隔日勤務の場合は23時間以上）	2点	1点	
					12時間以上（隔日勤務の場合は24時間以上）	2点	1点	
77 ～ 79	5		全て	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数以内に制限している。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点（全営業所12日以内）＋2点（全営業所11日以内）＋2点（全営業所10日以内）＋1点（一部営業所9日以内）＋1点（一部営業所8日以内）＝8点	12日以内	2点	1点	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書（運転者の連続勤務を一定日数以内にすることを定めた書類）
					11日以内	2点	1点	
					10日以内	2点	1点	
					9日以内	2点	1点	
					8日以内	2点	1点	
80	6		全て	運転者の時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。	年間960時間以内	2点	－	実績（Web上に用意するエクセルフォーマットも利用可）
80 ～ 82	7		全て	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。 (例) 認証申請の対象営業所の全ての実績が年間720時間以内の場合：2点（全営業所年間960時間以内）＋2点（全営業所年間840時間以内）＋2点（全営業所年間720時間以内）＝6点	年間960時間以内	2点	－	
					年間840時間以内	2点	－	
					年間720時間以内	2点	－	
					単月100時間未満	2点	－	
83	8		全て	運転者の勤務終了後の休息期間の実績は9時間以上（隔日勤務の場合は21時間以上）である。	過去1年間	2点	1点	
			全て	運転者の連続勤務の実績は12日以内である。		2点	1点	
	10		全て	運転者の年次有給休暇の平均取得日数は10日以上である。		2点	－	年次有給休暇取得一覧表
84	11	C 心身の健康	全て	認証申請の対象営業所において、運転者が死亡したまたは重傷（※注）を負った業務災害（当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。）が発生していない。 ※注：重傷とは次の傷害とする イ 脊柱の骨折 ロ 上腕または前腕の骨折 ハ 内臓の破裂 ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害 （自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第二条第三号と同じ基準）	過去3年間	2点	－	－

解説書ページ	通し番号	対策分野	対象事業者	参考項目	対象期間 又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		保管していただくことを予定している書類	
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合		
85	12	E 多様な人材の確保・育成	全て	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が一定割合未満である。 (参考) 運輸業・郵便業の離職率(平成29年):12.4% 産業計の離職率(平成29年):14.9% 出典:厚生労働省「雇用動向調査」 注:事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、事業者の事業年度のいずれの過去3年間の実績で判定する。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10%未満の場合:2点(全営業所30%未満)+2点(全営業所10%未満)=4点	平均30%未満	過去3年間	2点	-	左記を証する書類
				平均10%未満	2点				
86	13	E 多様な人材の確保・育成	全て	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準を設定している。	基準日		2点	-	取引先等に協力を求める基準
	14		トラック	標準貨物自動車運送約款または個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとしている。			2点	-	料金の届出書、個別に認可を受けた約款を使用している場合は当該約款
87	15	トラックバス	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。	2点				実施している中継輸送の概要を記載した書面	
	16	F 自主・先進性等	全て	腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 【例:テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】	過去3年間	2点		請求書、領収書等	
88	17		全て	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的または高度な取組みを実施している。 【例:社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】	基準日	2点		左記を証する書類	
	18	全て	労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察または陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。 【対象】 ・安全衛生優良企業(厚生労働省) ・健康経営優良法人(経済産業省) ・くるみん(厚生労働省) ・ユースエール(厚生労働省) ・えるぼし(厚生労働省) ・女性ドライバー応援企業認定制度(国土交通省) ・ISO45001(労働安全衛生)、ISO39001(道路交通安全)、ISO14001(環境)認証 ・グリーン経営認証制度(交通モビリティ・エコロジー財団) ・引越事業者優良認定制度(引越安心マーク) ・優秀安全運転事業所表彰(自動車安全運転センター) ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの	認定・認証等:基準日 表彰:過去3年間	2点		左記を証する書類		
89	19	F 自主・先進性等	トラック	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の認定を受けている。	基準日		2点	1点	認定証の本紙
	20		バス	貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバスマーク)の認定を受けている。			2点	-	
90	21	F 自主・先進性等	トラック	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。			2点	-	従業員への周知文書

付録2 認証項目・参考項目解説書

1. 本解説書について

この解説書では、認証項目及び参考項目について、項目ごとに合否の判断基準、審査の際に提出が必要な書類等を具体的に解説しています。

2. 用語の定義及び見方

本解説書に記載されている用語の定義及び解説書の見方については「表 A 用語の定義」及び「表 B 解説書の見方」をご参照下さい。

表 A 用語の定義

番号	用 語	定 義
①	対策分野	取組みの対象となる以下 A-F の 6 分野です。 A 法令遵守等 B 労働時間・休日 C 心身の健康 D 安心・安定 E 多様な人材の確保・育成 F 自主性・先進性等
②	通し番号及び小項目の要件	認証項目および参考項目（付録 1）の「通し番号」と同じです。項目に複数の小項目がある場合は、番号の下に満たすべき要件も記載されています。
③	対象事業	各項目の適用対象となる事業（トラック・バス・タクシー）です。
④	対象期間又は時点	各項目の内容が満たされているか判断する際の基準となる期間または日です。
	基準日	申請者が指定した、申請月の前月の任意の日です。「基準日」において該当項目の内容が満たされている必要があります。
	過去○年間	上記「基準日」からさかのぼって○年間とします。この期間全般において該当項目の内容が満たされている必要があります。 (例) 2020 年 9 月の申し込みで、「基準日」を 8 月 10 日に指定した場合、「過去 3 年間」の対象期間は 2017 年 8 月 11 日から 2020 年 8 月 10 日までです。
⑤	判定対象及び点数	判定対象は、①「法人全体」、②「認証申請の対象となる全ての営業所」または③「対象営業所の一部」のいずれかになります。一部の項目では、a. 全ての営業所または b. 一部の営業所が該当する場合のそれぞれに付与される点数が記載されています。
⑥	認証項目又は参考項目	付録 1. に記載された項目に同じです。
⑦	判断基準	各項目を満たしているかどうかを判断する基準です。
⑧	自認要件	各項目を満たすために必要となる自認の要件です。
⑨	提出書類	認証項目で申請時に提出が求められている 6 種類の書類です。
⑩	保管書類	認証項目で保管が求められている書類です。対面審査の際に審査員が現地で確認します。
⑪	備 考	「対象期間」や「点数」計算方法等の補足説明が記載されています。
⑫	労働基準関係法令	①労働基準法、②最低賃金法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の 4 法令とします。

表 B 解説書の見方（表 B 中の番号（①～⑪）は表 A の「番号」に対応）

① 対策分野 B	対 象 業 種 ③		対象期 ④ は時点 基準日（※参照）
	トラック	タクシー	
② 通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	認定申請の対象営業所 全てが該当する場合 ⑤	一部が該当する場合	
右記②～⑪のうち、11 ①～⑩で少なく とも合計6点以 上となること	2点	－	労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 労使協定、労働協約、就業 ⑥ またはこれに準ずる文書に おいて、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以 内に制限することを計画している、または定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年 間 960 時間以内に制限することを計画している または定めている旨を証する自認書がある。 ⑦		
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年 間 960 時間以内に制限することを計画している または定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ ⑧ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。		
提出書類	なし ⑨		
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、 運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している場合は計画書、また は定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名称が記載さ ⑩ ること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書		
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語 の定義及び見方」参照。） ⑪		

運転者職場環境良好度認証 【一つ星認証】 認証項目解説書

試行運用として実施する【一つ星認証】を取得するために
満たすべき認証項目について解説する

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	1	法人全体で判定		労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。
判断基準	過去 1 年間、労働基準関係法令（※注）違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。 ※注：①労働基準法、②最低賃金法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の 4 法令を労働基準関係法令とする。			
自認要件	過去 1 年間、労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊過去 1 年以内に労働基準関係法令違反で送検されている場合は、不起訴であることが確認できる不起訴処分告知書 または裁判で無罪になっていることが確認できる判決文			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	2	法人全体で判定		労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分または無罪となっている。
判断基準	過去 1 年間、労働基準関係法令（※注）違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。または、送検されたが不起訴処分または無罪となっている旨を証する自認書がある。 ※注：①労働基準法、②最低賃金法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の 4 法令を労働基準関係法令とする。			
自認要件	過去 1 年間、労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。または、送検されたが不起訴処分または無罪となっている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊過去 1 年以内に労働基準関係法令違反で送検されている場合は、不起訴であることが確認できる不起訴処分告知書 または裁判で無罪になっていることが確認できる判決文			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	3	法人全体で判定		使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会または中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査または取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。
判断基準	過去 1 年間、使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会または中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査または取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している旨を証する自認書がある。 ただし、特別な事由がある場合、本会は、別途定める方法に従って事業者の意見を聴取することができる。			
自認要件	過去 1 年間、使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会または中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査または取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊過去 1 年以内に救済命令等を受けた場合は、中央労働委員会による再審査または取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定していることが確認できる文書 ・書面に、申立人、被申立人、日付、都道府県（中央）委員会名、捺印、取り消しが確定されている内容が確認できない場合は不可。			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数 が 20 点を超えていない。	
	4	法人全体で判定			
判断基準	過去 1 年間、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が 20 点を超えていない旨を証する自認書がある。 また、行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 20 点以下を含む）の場合は、下記「提出書類」欄に記載された書類があり、違反に対する是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できること。				
自認要件	過去 1 年間、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が 20 点（※注）を超えていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ・国土交通省自動車総合安全情報のホームページ上で 20 点を超えていないことを確認の上、自認すること。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi ※注：日車停止ではない。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	＊行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 20 点以下を含む）については、違反に対する是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できる書類（事業改善報告書等）の写し ・不鮮明である場合は不可。				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙				
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	5	認証申請の対象となる 全ての営業所		就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。
判断基準	過去 1 年間、申請する全ての営業所について、就業規則が制定され、従業員に周知されている旨を証する自認書及び下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	過去 1 年間、就業規則が制定され、従業員に周知されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	＊申請する全ての営業所における直近の就業規則の写し ・本社一括届出の営業所については、営業所一覧と就業規則の写し。 ※本社一括の場合はその旨を就業規則の写しの表紙に記載すること。 ・就業規則の表紙に労働基準監督署の受付印が押印されていない場合は不可。 （本認証制度にあっては労働者 10 人未満の場合は押印不要） ・就業規則は制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・就業規則の制定日、改正日と受付印に齟齬が見られる場合は不可。 ・変更届のみの場合は不可。 ・不鮮明である場合は不可。			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	6	認証申請の対象となる 全ての営業所		36 協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。
判断基準	過去 1 年間、申請する全ての営業所について、36 協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている旨を証する自認書及び下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	過去 1 年間、労働基準法第 36 条に基づく労使協定（36 協定）が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	＊申請する全ての営業所における労働基準監督署長に届け出された直近の 36 協定の写し ・ユニオンショップ制の組合により、36 協定が全ての営業所とも同一の場合は、「営業所情報」登録画面（電子申請の場合）または「営業所一覧」（紙申請の場合）で最初に登録した営業所の写し。 ※他営業所も同一内容である旨を 36 協定の写しの表紙に記載すること。 ・直近（1 年以内）の 36 協定の写しがない場合は不可。 ・申請日が当該協定に定められた期間に該当していること。 ・労働基準監督署、事業者及び労働者の代表の名前が明記されていること。 ・36 協定の表紙に労働基準監督署の受付印が押印されていない場合は不可。 ・不鮮明である場合は不可。			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	7	認証申請の対象となる 全ての営業所		従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。
判断基準	過去 1 年間、申請する全ての営業所において、従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている旨を証する自認書及び下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	過去 1 年間、従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	＊申請する全ての営業所において、任意の運転者 1 名の労働条件通知書の写し ・「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成 11 年 1 月 29 日基発第 45 号）に基づき、労働条件を適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の際に交付していた場合であっても、本認証制度では労働条件通知書が必要。 ・事業所名、労働者名が記載されていない場合は不可。 ・契約期間、就業の場所、休日、休暇、賃金、退職、社会保険や雇用保険などに関する記載がないものは不可。 ・不鮮明である場合は不可。			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	8	法人全体で判定		本認証制度に基づく認証を取り消されていない。
判断基準	過去 1 年間、本認証制度に基づく認証を取り消されていない旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、本認証制度に基づく認証を取り消されていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ・ 本認証を未だ取得していない場合は、「認証を取り消されていない」に該当。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	9	法人全体で判定		本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示または説明していない。
判断基準	過去 1 年間、本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示または説明していない旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、本認証制度に基づく認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示または説明していない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	10	認証申請の対象となる 全ての営業所		認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）または休日労働の限 度違反に対する行政処分による累積違反点数が 5 点を超えていない。 ※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。
判断基準	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく、月の拘束時間（トラッ ク・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）または休日労働の限度違反に対する行政処分によ る累積違反点数が 5 点を超えていない旨を証する自認書がある。 また、行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 5 点以下を含む）の場合は、下記「提出書類」欄に記 載された書類があり、違反に対する是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できること。			
自認要件	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく、月の拘束時間（トラッ ク・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）または休日労働の限度違反に対する行政処分によ る累積違反点数が 5 点を超えていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	＊行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 5 点以下を含む）については、違反に対する是正措置が適 切に実施（または計画）されていることが確認できる書類（事業改善報告書等）の写し ・不鮮明である場合は不可。			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保 管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、または定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
		認証申請の対象営業所			
		11-①	全てが該当 する場合		
右記点数が、11 ①～⑧で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	－			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、または定めている旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、または定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している場合は計画書、または定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、または定めている。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
		認証申請の対象営業所			
		11-②	全てが該当 する場合		
右記点数が、11 ①～③で少なく とも合計 6 点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、または定めている旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、または定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している場合は計画書、または定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保することを計画している、または定めている。
	11-③	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
右記点数が、11 ①～⑧で少なく とも合計 6 点以 上となること	2 点	1 点		
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保することを計画している、または定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保することを計画している、または定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保することを計画している場合は計画書、または定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している、または定めている。	
		認証申請の対象営業所			
	11-④	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、11 ①～④で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している、または定めている旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している、または定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している場合は計画書、または定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「 2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取組みを実践している。 フルタイムの運転者の年間の休日数は平均 105 日以上（※注）である。 （計画でも可） ※注：年次有給休暇を除く（年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均 105 日 以上）	
		認証申請の対象営業所			
	11-⑤	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、11 ①～⑤で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	フルタイムの指定運転者の年間の休日数平均 105 日以上（※注）である（計画でも可）旨を証する自認書がある。 ※注：年次有給休暇を除く（年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均 105 日以上）				
自認要件	フルタイムの指定運転者の年間の休日数は平均 105 日以上である（計画でも可）場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊運転者の年間の休日数が計画として 105 日以上であることを判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類 ＊運転者の年間の休日数が実績として 105 日以上であることを判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類 なお、Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数			
		認証申請の対象営業所			
	11-⑥	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
	右記点数が、11 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点	労働時間管理・休日取得のための取組みを実践している。 フルタイムの運転者について、完全週休 2 日制（※注）を採用している。 ※注：1 年を通して、毎週 2 日の休日がある。	
判断基準	フルタイムの運転者について、完全週休 2 日制を採用している旨を証する自認書がある。				
自認要件	フルタイムの運転者について、完全週休 2 日制を採用している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊直近の就業規則等				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		
	11-⑦	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
右記点数が、11 ①～⑩で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	－		
判断基準	労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊直近の就業規則等			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取組みを実践している。 全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。	
		認証申請の対象営業所			
	11-⑧	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、11 ①～⑩で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	－			
判断基準	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている旨を証する自認書がある。				
自認要件	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊直近の社内規定等 ・全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールとその実施状況がわかること。 例えば、次のような記載があれば可。 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者（管理監督者を含む）に対して、年5日までは、使用者が労働者の意見を聴取した上で、時季を指定して取得させる。（労働者が自ら請求・取得した年次有給休暇の日数や、労使協定で計画的に取得日を定めて与えた年次有給休暇の日数（計画年休）については、その日数分を時季指定義務が課される年5日から控除する）。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取組みを実践している。 特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等）がある。	
		認証申請の対象営業所			
	11-⑨	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、11 ①～⑩で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	－			
判断基準	特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度、裁判員制度等）があることを証する自認書がある。				
自認要件	特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度、裁判員制度等）がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊直近の就業規則等				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2、認証項目・参考項目解説書「2、用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取組みを実践している。 運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式 で管理しているか、またはこれと同等以上の水準でソフトウェアにより 管理している。	
		認証申請の対象営業所			
		11-⑩	全てが該当 する場合		
右記点数が、11 ①～⑩で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、またはこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している旨を証する自認書がある。				
自認要件	運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、またはこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、労働時間を管理していることが分かる次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊一覧表 ＊ソフト画面の写し ・ソフトウェア名を記載すること（独自開発の場合はその旨を記載すること）。 なお、運転者の月間若しくは年間の拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間の各内容が分かること。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取組みを実践している。 デジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、分析ソフトを使用して運用している。	
		認証申請の対象営業所			
	11-⑪	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、11 ①～⑩で少なく とも合計6点以上となること	2 点	1 点			
判断基準	営業用車両にデジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、運転者が運行を行った結果について、分析ソフトを使用して運用（指導、教育）している旨を証する自認書がある。				
自認要件	営業用車両にデジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、運転者が運行を行った結果について、分析ソフトを使用して運用（指導、教育）している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊運転者の指導教育記録簿 ・指導教育記録簿には、管理者から運転者に指導教育がなされたことがわかる、コメントや押印があること。 ・乗務記録等にコメントや押印がある場合は、当該乗務記録等。 ・指導教育項目には少なくとも以下の項目が1つ以上あること（時間、距離、速度の3要素のみの出力記録は不可）。 a. 急発進・急加速、空ぶかし、定速運転等の状況 b. 高速走行における車速の抑制 c. タコグラフによる燃費や省エネに係る指導 d. 燃料の統計				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取組みを実践している。 事業者の代表者または担当役員が、四半期ごと以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、または自ら把握している。 【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	
		認証申請の対象営業所			
	11-⑫	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、11 ①～⑩で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	－			
判断基準	事業者の代表者または担当役員が、四半期ごと以上の頻度で、対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況について報告を受けているか、または自ら把握している旨を証する自認書がある。				
自認要件	事業者の代表者または担当役員が、四半期ごと以上の頻度で、対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況について報告を受けているか、または自ら把握している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊時間外労働時間、休日労働時間、年次有給休暇取得状況等の報告・把握内容が確認できる書類 ・書類は、事業者の代表者または担当役員が報告を受けた、若しくは自ら把握した直近1回分。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取組みを実践している。 その他、11-⑤～⑫に該当しない労働時間管理・休日取得のための取 組みを実施している（自由記述欄に取組みを記述）。	
		認証申請の対象営業所			
	11-⑬	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、11 ①～⑬で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	－			
判断基準	11-⑤～⑫に該当しない労働時間管理・休日取得のための取組みを実施している旨を証する自認書があり、自由記述欄に具体的な取組みが記述されている。				
自認要件	11-⑤～⑫に該当しない労働時間管理・休日取得のための取組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に取組みを記述。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に取組みを記述。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊ 11-⑤～⑫に該当しない取組みを実施している旨を証する書類				
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2、 認証項目・参考項目解説書「2、用語の定義及び見方」参照。） ・ 上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（11-⑬）を満たしていないものとする。				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、またはこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	
	12	認証申請の対象となる 全ての営業所			
判断基準	時間外労働、休日労働に対し適正な給与支払いを行うため、運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、またはこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している旨を証する自認書がある。				
自認要件	時間外労働、休日労働に対し適正な給与支払いを行うため、運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、またはこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、労働時間を管理していることが分かる次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊運転者の直近1か月の賃金台帳等 ・時間外労働、休日労働についての時間及び支払金額が記載されていること。（項目が設定されていれば、発生していなくとも良い。） ＊運転者の直近1か月の給与明細 ・時間外労働、休日労働についての時間及び支払金額が記載されていること。（項目が設定されていれば、発生していなくとも良い。）				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	13	認証申請の対象となる全ての営業所		労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。
判断基準	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている旨を証する自認書及び下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会が設置（法的義務は常時労働者 50 人以上の営業所）されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	申請する全ての営業所において、次のいずれかの書類の写し。 ＊委員会が設置されている場合、下記のいずれかの書類 a. 委員会の構成員一覧 b. 直近 1 回分の委員会の議事次第や議事録 ＊従業員の意見を聴くための機会を設けた場合は、それが確認できる書面 a. 直近 1 回分の、機会を設けたことが分かる議事次第、議事録等 なお、不鮮明である場合は不可。			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	14	認証申請の対象となる 全ての営業所		認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処 分による違反点数を受けていない。
判断基準	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく健康診断受診義務違反に 対する行政処分による違反点数を受けていない旨を証する自認書がある。 ただし、特別な事由がある場合、本会は、別途定める方法に従って事業者の意見を聴取することができる。			
自認要件	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていな い場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	15	認証申請の対象となる 全ての営業所		所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。
判断基準	過去 1 年間、法令に則って健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている旨を証する自認書がある。 また、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所の場合は下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	過去 1 年間、法令に則って健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	申請する全ての営業所において、次の書類の写し。 ＊常時 50 人以上の労働者を使用する事業所の場合は、様式第 6 号（労働安全衛生規則第 52 条関係）で規定する直近 1 回分の定期健康診断結果報告書（労働基準監督署の受付印があること） ・不鮮明である場合は不可			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管しておく こと。 ＊様式第 6 号本紙（常時 50 人以上の労働者を使用する事業所の場合） ＊定期健康診断結果（全ての事業者）			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		心身の健康に関する先進的な取組みを実施している。 法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している。	
		認証申請の対象営業所			
		16－①	全てが該当 する場合		
右記点数が、16 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している旨を証する自認書がある。				
自認要件	法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊検査名がわかる請求書または領収書 ・発行年月日、宛先に当該事業者名、診断を実施した病院名が明記されていること。 ・宛先が従業員名の場合は、当該従業員の賃金台帳。 ＊法令で定められた健康診断以外の健康診断を実施するにあたっての計画 ・実施予定月、検査項目、検査人数、予算等がわかること。 ＊スクリーニング検査等の実施に関わる規程 ＊疾病に関するスクリーニング検査記録				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録２．認証項目・参考項目解説書「２．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		心身の健康に関する先進的な取組みを実施している。 運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している。 （自由記述欄に導入している機器を記述）
		16-②	全てが該当 する場合	
右記点数が、16 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点		
判断基準	運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器（※注）を導入している旨を証する自認書があり、自由記述欄に導入している機器が記述されている。 ※注：携帯型心電計、居眠り警報装置、睡眠計、携帯型血糖値計、血圧計、視力検査器等			
自認要件	運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に導入している機器を記述。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に導入している機器を記述。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の実物または書類を保管しておくこと。 ＊導入した機器（1 台以上）の実物及び請求書、領収書等			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（16-②）を満たしていないものとする。			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		心身の健康に関する先進的な取組みを実施している。 従業員の心身の不調を未然に防ぐ取組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	
		認証申請の対象営業所			
	16-③	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、16 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	従業員の心身の不調を未然に防ぐ取組み（※注）を実施している旨を証する自認書がある。 ※注：メンタルヘルス診断、ストレスチェック、苦情対応研修、健康に関する教育				
自認要件	従業員の心身の不調を未然に防ぐ取組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、従業員の心身の不調を未然に防ぐ取組みを実施していることを証する書類として、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ※直近の、取組の年間スケジュールを記載した書面 ※運転者の直近1回分の研修資料、実施報告書等 ※健康相談窓口についての案内文書 ※ストレスチェックの場合は、様式第6号の2（労働安全衛生規則第52条の21関係）で規定する直近1回分の心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（労働基準監督署の受付印があること） なお、注記以外の取組みを申請する場合は、取組み名、具体的な取組み内容を示したものが必要。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		心身の健康に関する先進的な取組みを実施している。 管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。	
		認証申請の対象営業所			
	16-④	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、16 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している旨を証する自認書がある。				
自認要件	管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊人事面談を年1回以上実施している旨を証する書類として、直近1回分の運転者の面談記録 ・人事面談の実施年月日、実施担当者がわかること 参考：「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」平成26年4月改訂（国土交通省）				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。 パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署または担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。	
		認証申請の対象営業所			
	16-⑤	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
右記点数が、16①～⑥で少なくとも合計6点以上となること	2 点	1 点			
判断基準	パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署または担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している旨を証する自認書がある。				
自認要件	パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署または担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、ハラスメントの相談窓口となる部署または担当者、連絡先等がわかる、次の書類を保管しておくこと。 ＊社内の周知文書 ・各人への配布物、ポスターなど掲示風景の写真、就業規則における規定、研修資料等 ・発行日付、件名、発行責任者名がわかること。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		心身の健康に関する先進的な取組みを実施している。 その他、16－①～⑤に該当しない心身の健康に関する先進的な取組みを実施している（自由記述欄に取組みを記述）。
		16－⑥	全てが該当 する場合	
右記点数が、16 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点		
判断基準	16－①～⑤に該当しない心身の健康に関する先進的な取組みを実施している旨の自認書があり、自由記述欄に具体的な取組みが記述されている。			
自認要件	16－①～⑤に該当しない心身の健康に関する先進的な取組みが実施されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に取組みを記述。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に取組みを記述。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊ 16－①～⑤に該当しない心身の健康に関する先進的な取組みを実施している旨を証する書類			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（16－⑥）を満たしていないものとする。			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	17	認証申請の対象となる 全ての営業所		認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政 処分による違反点数を受けていない。
判断基準	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく社会保険等加入義務違反 に対する行政処分による違反点数を受けていない旨を証する自認書がある。 ただし、特別な事由がある場合、本会は、別途定める方法に従って事業者の意見を聴取することができる。			
自認要件	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けてい ない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
		認証申請の対象となる 全ての営業所		健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に 基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。
18				
判断基準	過去 1 年間、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊健康保険及び厚生年金保険について、次の①～⑥のいずれかの書類 a. 全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）に加入の場合 ①年金事務所に口座振替をしていることがわかる書類 ②年金事務所発行の保険料の領収書 ③当該協会が発行する直前 1 年間の未納がないことの証明書 b. 健康保険組合に加入の場合 ④健康保険組合に口座振替をしていることがわかる書類 ⑤健康保険組合の保険料の領収書＋厚生年金保険料の領収書 ⑥当該組合が発行する直前 1 年間の未納がないことの証明書 ・健康保険・厚生年金保険新規適用届けの写しは不可 ＊雇用保険について、次の①～⑥のいずれかの書類 a. 自社で申告納付の場合 ①労働局に口座振替をしていることがわかる書類 ②労働局発行の労働（雇用）保険料の領収書 ③納入証明書 b. 労働保険事務組合に委託している場合 ④保険組合に口座振替をしていることがわかる書類 ⑤労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書 ⑥納入証明書 ・労災保険と雇用保険を合算して納入している場合は、内訳が記載されていること。 ・雇用保険適用事業所設置届けの写しは不可。 なお、事業者一括あるいは事業エリアごとで納付している場合は、その旨を記すこと。			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		運転者の安心・安定のための先進的な取組みを実施している。 労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。
	19-①	全てが該当する場合	一部が該当する場合	
	右記点数が、19①～⑥で少なくとも合計4点以上となること	2点	1点	
判断基準	労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある旨を証する自認書がある。			
自認要件	労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊周知文書 ・文書発行日、件名、労働災害・通勤災害の上積み補償制度の内容が記載されていること。 ＊就業規則に記載されている場合は就業規則 ＊災害補償規程 ＊保険会社・共済組合との契約書 ・労働災害・通勤災害の上積み補償制度に関する契約であることがわかること。 ・申請日が契約書に記載されている期間に該当していること。 ・保険会社・共済組合の社名・押印、事業者名が記載されていること。 ＊保険証書、領収書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		運転者の安心・安定のための先進的な取組みを実施している。 病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。
		19－②	全てが該当 する場合	
右記点数が、19 ①～⑥で少なく とも合計4点以 上となること	2 点	1 点		
判断基準	業務外を問わずに病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある旨を証する自認書がある。			
自認要件	病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊周知文書 ・文書発行日、件名、所得補償制度の内容が記載されていること。 ＊就業規則に記載されている場合は就業規則 ＊災害補償規程 ＊保険会社・共済組合との契約書 ・所得補償制度に関する契約であることがわかること。 ・申請日が契約書に記載されている期間に該当していること。 ・保険会社・共済組合の社名・押印、事業者名が記載されていること。 ＊保険証書、領収書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の安心・安定のための先進的な取組みを実施している。 退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。	
		認証申請の対象営業所			
	19-③	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、19 ①～⑥で少なく とも合計4点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている旨を証する自認書がある。				
自認要件	退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊退職金規程 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の安心・安定のための先進的な取組みを実施している。 定年廃止、定年延長または再雇用により、65 歳を超えても働ける制度がある。	
		認証申請の対象営業所			
	19-④	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、19 ①～⑥で少なく とも合計 4 点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	定年廃止、定年延長または再雇用により、65 歳を超えても働ける制度（雇用形態・職種は問わない）がある旨を証する自認書がある。				
自認要件	定年廃止、定年延長または再雇用により、65 歳を超えても働ける制度がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		採用当初から正社員採用としているか、または採用当初は正社員ではない場合も 1 年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。	
		認証申請の対象営業所			
	19-⑤	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
右記点数が、19①～⑥で少なくとも合計4点以上となること	2 点	1 点			
判断基準	運転者として採用当初から正社員採用としているか、または採用当初は正社員ではない場合も 1 年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している旨を証する自認書がある。				
自認要件	採用当初から正社員採用としているか、または採用当初は正社員ではない場合も 1 年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊就業規則 ＊求人広告（パンフレットやポスターを含む） ・ 広告の出稿先名、広告年月日（期間）、正社員採用に係る具体的な内容等が記載されたもの。 ＊就業規則、求人広告に準ずる文書				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		運転者の安心・安定のための先進的な取組みを実施している。
		19－⑥	全てが該当 する場合	
右記点数が、19 ①～⑥で少なく とも合計4点以 上となること	2 点	1 点	その他、19－①～⑤に該当しない運転者の安心・安定のための先進的な取組みを実施している（自由記述欄に取組みを記述）。	
判断基準	19－①～⑤に該当しない運転者の安心・安定のための先進的な取組みを実施している旨を証する自認書があり、自由記述欄に具体的な取組みが記述されている。			
自認要件	19－①～⑤に該当しない運転者の安心・安定のための先進的な取組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に取組みを記述。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に取組みを記述。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊ 19－①～⑤に該当しない運転者の安心・安定のための先進的な取組みを実施している旨を証する書類			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（19－⑥）を満たしていないものとする。			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	20	認証申請の対象となる 全ての営業所		交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する 契約をしていない。
				※労働基準法第 16 条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について 賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁 止されている。
判断基準	交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない旨を証する自認書がある。			
自認要件	交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない場合は、以下のいずれかの 方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「 2． 用語の定義及び見方」 参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	21	認証申請の対象となる 全ての営業所		認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。
判断基準	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、貨物自動車運送事業法、道路交通法に基づく最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	22	認証申請の対象となる 全ての営業所		最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。
判断基準	過去 1 年間、最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	23	認証申請の対象となる 全ての営業所		歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の 通常の賃金の 6 割以上の賃金が保障されている。あるいは、歩合制度 を採用していない。
判断基準	歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の 6 割以上の賃金が保障されている、 あるいは、歩合制度を採用していない旨を証する自認書がある。			
自認要件	歩合制度が採用されている場合でも、各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の 6 割以上の賃金が保障されて いる、あるいは、歩合制度を採用していない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「 2． 用語の定義及び見方」 参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	24	認証申請の対象となる 全ての営業所		労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。
判断基準	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録２．認証項目・参考項目解説書「２．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去5年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	25	認証申請の対象となる 全ての営業所		労働基準監督署から累進歩合制度（※注）の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ※注：歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。
判断基準	過去5年間、労働基準監督署から累進歩合制度の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去5年間、労働基準監督署から累進歩合制度の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、過去5年間に、労働基準監督署から累進歩合制度の廃止について指導文書の交付を受けた場合、当該営業所において登録証書の有効期間内は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊労働基準監督署に報告した文書 ＊申請から2年以内に累進歩合制度の見直しを行うことを運転者に対し明示した文書			
備 考	過去5年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って5年とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	26	認証申請の対象となる全ての営業所		名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料 ・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料 ・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料 ・障害者割引に係る割引額
判断基準	名目の如何を問わず、事業に要する上記の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している旨を証する自認書がある。			
自認要件	名目の如何を問わず、事業に要する上記の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊事業に要する経費を運転者に負担させている場合は、当該営業所において、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示した文書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		多用な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。
		27－①	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合
	右記点数が、27 ①～⑧で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点	
判断基準	運転免許の取得支援制度を設けている旨を証する自認書がある。			
自認要件	運転免許の取得支援制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転免許の取得支援制度が明記された次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊就業規則 ＊求人広告 ・広告の出稿先名、広告年月日（期間） ＊取得支援制度 ・制度の名称、制定年月日、具体的な支援内容、申請手順、費用等が記載されていること。 ＊就業規則、求人広告、取得支援制度に準ずる文書 ・運転者の制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		多用な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。 27－①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている（自由記述欄に導入している資格取得制度を記述）。 【例．運行管理者、フォークリフト、クレーン等】
		27－②	全てが該当 する場合	
右記点数が、27 ①～⑧で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点		
判断基準	27－①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている旨を証する自認書があり、自由記述欄に導入している資格取得制度が記述されている。 資格取得支援制度の例 ・運行管理者 ・フォークリフト ・クレーン ・危険物取扱者 ・整備士 ・大型免許、中型免許、準中型免許 ・2 種免許 ・けん引免許 ・実用英語技能検定 ・介護ヘルパー等			
自認要件	27－①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に導入している資格取得制度を記述。 紙申請の場合 ：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に導入している資格取得制度を記述。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、27－①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度が明記された次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊取得支援制度 ・制度の名称、制度の規程年月日、具体的な支援名称、内容、申請手順、費用等の概要が記載されていること。 ＊運転者への周知文書 ・発行日付、件名、発行責任者名が記載されていること。 ・文書内容から、取得支援制度の概要がわかること。 ・周知した方法（ポスター、回覧、イントラネット等）を示すこと。 なお、運転者向けの制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（27－②）を満たしていないものとする。			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		女性運転手が働きやすい環境がある。 常時選任する女性運転者がいる。	
		認証申請の対象営業所			
	27－③	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、27 ①～⑧で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	基準日に、常時選任する女性運転者がいる旨を証する自認書がある。				
自認要件	基準日に、常時選任する女性運転者がいる場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊常時選任する女性運転者を含む運転者台帳				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		女性運転手が働きやすい環境がある。 営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設または睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。	
		認証申請の対象営業所			
	27－④	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、27 ①～⑧で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	営業所に女性専用の便所及び更衣室がある、また、仮眠施設または睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある旨を証する自認書がある。				
自認要件	営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設または睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊女性専用の施設（便所及び更衣室）の図面または写真 ・便所または更衣室のどちらか一つでは不可。 ＊仮眠施設または睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の施設（睡眠施設または仮眠施設）の図面または写真 ・睡眠施設または仮眠施設が必要にも係わらず、これらの図面または写真がない場合は不可。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録２．認証項目・参考項目解説書「２．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		女性運転手が働きやすい環境がある。 その他、27－③④に該当しない女性運転者を採用する・支援する取組みを実施している（自由記述欄に取組みを記述）。
		27－⑤	全てが該当 する場合	
右記点数が、27 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点		
判断基準	27－③④に該当しない女性運転者を採用する・支援する取組みを実施している旨を証する自認書があり、自由記述欄に具体的な取組みが記述されている。			
自認要件	27－③④に該当しない女性運転者を採用する・支援する取組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に取組みを記述。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に取組みを記述。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊ 29－③④に該当しない女性運転者を採用する・支援する取組みを実施している旨を証する書類			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（27－⑤）を満たしていないものとする。			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		
	27-⑥	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
右記点数が、27 ①～⑧で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点	運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例：育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・ 遅番の2シフト、短時間勤務等】	
判断基準	運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている旨を証する自認書がある。			
自認要件	運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトについて定めた次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書 なお、運転者向けの制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。 運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例：社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】	
		認証申請の対象営業所			
	27-⑦	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、27 ①～⑧で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等、運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている旨を証する自認書がある。				
自認要件	社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等、運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度について定めた次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊福利厚生制度の規程 ・規程年月日、具体的な支援制度内容、費用等が記載されていること。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊福利厚生制度の規程、労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書 なお、運転者向けの制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。 運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例：社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】	
		認証申請の対象営業所			
	27-⑧	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、27 ①～⑧で少なく とも合計6点以 上となること	2 点	1 点			
判断基準	社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等、運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている旨を証する自認書がある。				
自認要件	社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等、運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度について定めた次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊福利厚生制度の規程 ・規程年月日、具体的な支援制度の内容、費用等が記載されていること。 ＊求人広告 ・広告の出稿先名、広告年月日（期間）、福利厚生制度の内容等が記載されたもの。 ＊福利厚生制度の規程または求人広告に準ずる文書 なお、運転者の制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

運転者職場環境良好度認証 参考項目解説書

【一つ星認証】の合否には関係しないが、事業者に更なる取組みを促し、将来の二つ星・三つ星取得に向けた目安を示す観点から参考点を付与する参考項目について解説する。

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
1	2 点	－	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）または休日労働の限度違反がない。 ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守（運送 1 回分に限る。）その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。（時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。）	
判断基準	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）または休日労働の限度違反がない旨を証する自認書がある。			
自認要件	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）または休日労働の限度違反がない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊客観的に避けることができない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合は日報等その旨を証する書類			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
2	2 点	－		
	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）までに制限している。			
	※法定労働時間を超える時間外労働が対象。			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間（960 時間以内）に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
		認証申請の対象営業所			
		3	全てが該当 する場合		
2 点 （備考参照）	1 点 （備考参照）				
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 3 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを年間 840 時間以内に制限しており、一部の営業所を年間 720 時間以内に制限している場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 1 点（一部営業所年間 720 時間以内）＝ 5 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 840 時間以内）までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
	3	認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
2 点 （備考参照）		1 点 （備考参照）			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 840 時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 840 時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 840 時間以内）に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 3 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを年間 840 時間以内に制限しており、一部の営業所を年間 720 時間以内に制限している場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 1 点（一部営業所年間 720 時間以内）＝ 5 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		3	全てが該当 する場合	
2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 720 時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 720 時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 720 時間以内）に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・点数計算方法：参考項目 3 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを年間 840 時間以内に制限しており、一部の営業所を年間 720 時間以内に制限している場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 1 点（一部営業所年間 720 時間以内）＝ 5 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（単月 100 時間未満）までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
		認証申請の対象営業所			
		3	全てが該当 する場合		
2 点 （備考参照）	1 点 （備考参照）				
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（単月 100 時間未満）に制限している旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（単月 100 時間未満）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（単月 100 時間未満）に制限することを定めた次のいずれの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・点数計算方法：参考項目 3 について点数は該当するものを加算。				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（2～6カ月の平均がいずれも80時間以内）までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
		認証申請の対象営業所			
		3	全てが該当 する場合		
2点 （備考参照）	1点 （備考参照）				
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（2～6か月の平均がいずれも80時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（2～6か月の平均がいずれも80時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（2～6か月の平均がいずれも80時間以内）に制限することを定めた次のいずれの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2、認証項目・参考項目解説書「2、用語の定義及び見方」参照。） ・点数計算方法：参考項目3について点数は該当するものを加算。				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（9 時間（隔日勤務の場合は 21 時間））以上確保することを定めている。	
	4	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
		2 点 （備考参照）	1 点 （備考参照）		
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 9 時間、隔日勤務の場合は 21 時間）以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 9 時間、隔日勤務の場合は 21 時間）以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 9 時間、隔日勤務の場合は 21 時間）以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・点数計算方法：参考項目 4 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てで 10 時間以上確保しており、一部の営業所で 12 時間以上確保している場合：2 点（全営業所 9 時間以上）＋ 2 点（全営業所 10 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 11 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 12 時間以上）＝ 6 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		4	全てが該当 する場合	
2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)			
労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（10 時間（隔日勤務の場合は 22 時間））以上確保することを定めている。				
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 10 時間、隔日勤務の場合は 22 時間）以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 10 時間、隔日勤務の場合は 22 時間）以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 10 時間、隔日勤務の場合は 22 時間）以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 4 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てで 10 時間以上確保しており、一部の営業所で 12 時間以上確保している場合：2 点（全営業所 9 時間以上）＋ 2 点（全営業所 10 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 11 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 12 時間以上）＝ 6 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		4	全てが該当 する場合	
2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)			
	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（11 時間（隔日勤務の場合は 23 時間））以上確保することを定めている。			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 11 時間、隔日勤務の場合は 23 時間）以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 11 時間、隔日勤務の場合は 23 時間）以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 11 時間、隔日勤務の場合は 23 時間）以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 4 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てで 10 時間以上確保しており、一部の営業所で 12 時間以上確保している場合：2 点（全営業所 9 時間以上）＋ 2 点（全営業所 10 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 11 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 12 時間以上）＝ 6 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	4	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
		2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（12 時間（隔日勤務の場合は 24 時間））以上確保することを定めている。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 12 時間、隔日勤務の場合は 24 時間）以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 12 時間、隔日勤務の場合は 24 時間）以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 12 時間、隔日勤務の場合は 24 時間）以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 4 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てで 10 時間以上確保しており、一部の営業所で 12 時間以上確保している場合：2 点（全営業所 9 時間以上）＋ 2 点（全営業所 10 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 11 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 12 時間以上）＝ 6 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	5	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
		2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（12 日）以内に制限している。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（12 日）以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（12 日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（12 日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 5 について点数は該当するものを加算。 （例） 認証申請の対象営業所の全てを 10 日以内に制限しており、一部の営業所を 8 日以内に制限している場合：2 点（全営業所 12 日以内）＋ 2 点（全営業所 11 日以内）＋ 2 点（全営業所 10 日以内）＋ 1 点（一部営業所 9 日以内）＋ 1 点（一部営業所 8 日以内）＝ 8 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		5	全てが該当 する場合	
2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)			
労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（11 日）以内に制限している。				
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（11 日）以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（11 日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（11 日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 5 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを 10 日以内に制限しており、一部の営業所を 8 日以内に制限している場合：2 点（全営業所 12 日以内）＋ 2 点（全営業所 11 日以内）＋ 2 点（全営業所 10 日以内）＋ 1 点（一部営業所 9 日以内）＋ 1 点（一部営業所 8 日以内）＝ 8 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（10 日）以内に制限している。	
	5	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
2 点 （備考参照）		1 点 （備考参照）			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（10 日）以内に制限している旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（10 日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（10 日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 5 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを 10 日以内に制限しており、一部の営業所を 8 日以内に制限している場合：2 点（全営業所 12 日以内）＋ 2 点（全営業所 11 日以内）＋ 2 点（全営業所 10 日以内）＋ 1 点（一部営業所 9 日以内）＋ 1 点（一部営業所 8 日以内）＝ 8 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（9日）以内に制限している。	
	5	認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
2点 （備考参照）		1点 （備考参照）			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（9日）以内に制限している旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（9日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（9日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2． 認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目5について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点（全営業所12日以内）＋2点（全営業所11日以内）＋2点（全営業所10日以内）＋1点（一部営業所9日以内）＋1点（一部営業所8日以内）＝8点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（8 日）以内に制限している。	
	5	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
		2 点 （備考参照）	1 点 （備考参照）		
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（8 日）以内に制限している旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則またはこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（8 日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（8 日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 5 について点数は該当するものを加算。 （例） 認証申請の対象営業所の全てを 10 日以内に制限しており、一部の営業所を 8 日以内に制限している場合：2 点（全営業所 12 日以内）＋ 2 点（全営業所 11 日以内）＋ 2 点（全営業所 10 日以内）＋ 1 点（一部営業所 9 日以内）＋ 1 点（一部営業所 8 日以内）＝ 8 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目 運転者の時間外労働の合計時間の実績は一定時間（年間 960 時間）以 内である。
		認証申請の対象営業所		
		6	全てが該当 する場合	
2 点	－			
判断基準	過去 1 年間、運転者の時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内であることを証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、運転者の時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分） またはこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳または給与明細等） ・ Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可			
備 考	・ 過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定労働時間を超える時間外労働が対象。			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（年間 960 時間）以内である。	
	7	認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
2 点 (備考参照)		－			
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内であることを証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳または給与明細等） ・ Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可				
備 考	・ 過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・ 点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全ての実績が年間 720 時間以内の場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 720 時間以内）＝ 6 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（年間 840 時間）以内である。	
	7	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
		2 点 (備考参照)	－		
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 840 時間）以内であることを証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 840 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 840 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳または給与明細等） ・ Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可				
備 考	・ 過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・ 点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全ての実績が年間 720 時間以内の場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 720 時間以内）＝ 6 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（年間 720 時間）以内である。	
	7	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
		2 点 （備考参照）	－		
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 720 時間）以内であることを証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 720 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 720 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳または給与明細等） ・ Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可				
備 考	・ 過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・ 点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全ての実績が年間 720 時間以内の場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 720 時間以内）＝ 6 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（単月 100 時間）未満である。	
		認証申請の対象営業所			
		7	全てが該当 する場合		
2 点 (備考参照)	－				
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（単月 100 時間）未満である旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（単月 100 時間）未満である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（単月 100 時間）未満であることが判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳または給与明細等） ・ Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可				
備 考	・ 過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・ 点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（2 ～ 6 か月の平均がいずれも 80 時間）以内である。	
	7	認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
2 点 （備考参照）		－			
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（2 ～ 6 か月の平均がいずれも 80 時間）以内である旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（2 ～ 6 か月の平均がいずれも 80 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（2 ～ 6 か月の平均がいずれも 80 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳または給与明細等） ・ Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可				
備 考	・ 過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・ 点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目 運転者の勤務終了後の休息期間の実績は 9 時間以上（隔日勤務の場合 は 21 時間以上）である。
		認証申請の対象営業所		
		8	全てが該当 する場合	
2 点	1 点			
判断基準	過去 1 年間、運転者の勤務終了後の休息期間の実績は 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）である旨を証する 自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、運転者の勤務終了後の休息期間の実績は 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）である場合は、以 下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の勤務終了後の休息期間の実績が 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）であることが判断できる一覧 表（1 年分）またはこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の出勤簿またはタイムカード等で、いずれも休息期間が計 算され記載されていること） ・ Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業		対象期間又は時点	参 考 項 目	
	トラック	バス	タクシー		過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数			運転者の連続勤務の実績は 12 日以内である。
	9	認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
2 点		1 点			
判断基準	過去 1 年間、運転者の連続勤務の実績が 12 日以内である旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の連続勤務の実績が 12 日以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の連続勤務の実績が 12 日以内であることが判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類（指定運転者の 1 年分の出勤簿またはタイムカード等で、いずれも連続勤務日数が計算され記載されていること） ・ Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可				
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		10	全てが該当 する場合	
2 点	－			
判断基準	過去 1 年間、フルタイム勤務の常時選任運転者（有給休暇 11 日以上付与されている者）の年次有給休暇の平均取得日数が 10 日以上である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、フルタイム勤務の常時選任運転者（有給休暇 11 日以上付与されている者）の年次有給休暇の平均取得日数が 10 日以上である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊入社後 1 年 6 か月以上を経過したフルタイム勤務の常時選任運転者（有給休暇 11 日以上付与されている者）の年次有給休暇の平均取得日数が 10 日以上であることが判断できる年次有給休暇取得一覧表。			
備 考	過去 1 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 3 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認証申請の対象営業所において、運転者が死亡したまたは重傷（※注）を負った業務災害（当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。）が発生していない。 ※注：重傷とは次の傷害とする イ 脊柱の骨折 ロ 上腕または前腕の骨折 ハ 内臓の破裂 ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害 （自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第二条第三号と同じ基準）	
		認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
11	2 点	－			
判断基準	過去 3 年間、認証申請の対象営業所において、運転者が死亡したまたは重傷を負った業務災害（当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。）が発生していない旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 3 年間、認証申請の対象営業所において、運転者が死亡したまたは重傷を負った業務災害（当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。）が発生していない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	なし				
備 考	過去 3 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 3 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 3 年間	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均 30%未満である。 (参考) 運輸業・郵便業の離職率 (平成 29 年) : 12.4% 産業計の離職率 (平成 29 年) : 14.9% 出典 : 厚生労働省「雇用動向調査」 注 : 事業者における集計期間に応じ、国の会計年度 (4月開始)、暦年 (1月開始)、 事業者の事業年度のいずれの過去 3 年間の実績で判定する。	
		認証申請の対象営業所			
	12	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
2 点		1 点			
判断基準	事業者における集計年度に応じ、「国の会計年度 (4月開始)」「暦年 (1月開始)」「事業者の事業年度」のいずれかの過去 3 年間の対象営業所における常時選任運転者の年間離職率の実績が平均 30%未満である旨を証する自認書がある。				
自認要件	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均 30%未満である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合 : 「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合 : 「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊常時選任運転者数と離職運転者数の一覧表 ・営業所ごとに、過去 3 年間のそれぞれの実績 (常時選任運転者数、離職者数、離職率) を Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入でも可。 【算出方法】 「常時選任運転者」 運転者台帳に記載され、次のいずれかに該当する運転者をいう。 ①期間を定めずに雇われている者 ② 2 か月以上の期間を定めて雇われている者 「離職者」 常時選任運転者のうち、期間中に自己都合で退職した者をいい、同一企業内の他事業所への転出者や定年退職、懲戒解雇、死亡、契約満了、フルタイムからパートタイムに移行した者を除く。 「集計年度の離職率」 常時選任運転者に対する離職者数の割合 離職率 = 離職者数 ÷ 1 月 1 日現在の常時選任運転者数 × 100 「平均 30%未満」 過去 3 年間の各集計年度の離職率の平均が 30%未満であること。				
備 考	点数計算方法 : 参考項目 12 について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで 10% 未満の場合 : 2 点 (全営業所 30% 未満) + 2 点 (全営業所 10% 未満) = 4 点				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 3 年間	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		12	
		認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均 10%未満である。 (参考) 運輸業・郵便業の離職率 (平成 29 年) : 12.4% 産業計の離職率 (平成 29 年) : 14.9% 出典 : 厚生労働省「雇用動向調査」 注 : 事業者における集計期間に応じ、国の会計年度 (4月開始)、暦年 (1月開始)、 事業者の事業年度のいずれの過去 3 年間の実績で判定する。
		2 点	－		
判断基準	事業者における集計年度に応じ、「国の会計年度 (4月開始)」「暦年 (1月開始)」「事業者の事業年度」のいずれかの過去 3 年間の対象営業所における常時選任運転者の年間離職率の実績が平均 10%未満である旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 3 年間、認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均 10%未満である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合 : 「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合 : 「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊常時選任運転者数と離職運転者数の一覧表 ・営業所ごとに、過去 3 年間のそれぞれの実績 (常時選任運転者数、離職者数、離職率) を Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入でも可。なお、前項で記入済みの場合は不要。 【算出方法】 「常時選任運転者」 運転者台帳に記載され、次のいずれかに該当する運転者をいう。 ①期間を定めずに雇われている者 ②2 か月以上の期間を定めて雇われている者 「離職者」 常時選任運転者のうち、期間中に自己都合で退職した者をいい、同一企業内の他事業所への転出者や定年退職、懲戒解雇、死亡、契約満了、フルタイムからパートタイムに移行した者を除く。 「集計年度の離職率」 常時選任運転者に対する離職者数の割合 離職率 = 離職者数 ÷ 1 月 1 日現在の常時選任運転者数 × 100 「平均 10%未満」 過去 3 年間の各集計年度の離職率の平均が 10%未満であること。				
備 考	点数計算方法 : 参考項目 12 について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで 10% 未満の場合 : 2 点 (全営業所 30% 未満) + 2 点 (全営業所 10% 未満) = 4 点				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目 長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準を設定している。
		認証申請の対象営業所		
		13	全てが該当 する場合	
	2 点	－		
判断基準	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準（※注）を設定している旨を証する自認書がある。 ※注：高速料金、燃料サーチャージや荷待ち等に関する基準			
自認要件	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等の観点から取引先等に協力を求める基準が設定されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊取引先等に協力を求める基準を記載した書類（例：旅行手配会社等への配布パンフレット等） 「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」参照 http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		14	全てが該当 する場合	
2 点	－			
判断基準	標準貨物自動車運送約款または個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとするなど、料金の適正な収受が行われている旨を証する自認書がある。			
自認要件	標準貨物自動車運送約款または個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとするなど、料金の適正な収受が行われている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次のいずれかの書類を保管。 ＊料金の届出書 ＊個別に認可を受けた約款を使用している場合は当該約款			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目 長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。
		認証申請の対象営業所		
		15	全てが該当 する場合	
	2 点	－		
判断基準	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している旨を証する自認書がある。			
自認要件	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、中継輸送の概要を記載した次のいずれかの書類を保管。 ＊中継輸送の方式、中継区間や時間が示された運行計画図、運行管理規程 ＊中継輸送を行った際の、相互使用車両の標示版 ＊中継輸送を行った際の、必要な者全てのサインまたは押印された日常点検表 ＊中継輸送を行った際の、必要な者全てのサインまたは押印された事業用自動車の受け渡し書 ＊相互使用を行う場合は協定書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 3 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	16	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 【例：テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT 車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】
		2 点		
判断基準	過去 3 年間、腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 3 年間、腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊機器等を購入したことを証する書類（請求書、領収書等） ・宛先に事業者名、書類を発行した発行者名・押印、発行日、機器等の名称、費用が記載されていること。 ・書類の発行日は申請月の前月の任意の日から過去 3 年間以内であること。			
備 考	過去 3 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 3 年間とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
17	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
	2 点			
労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的または高度な取組みを実施している。 【例：社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】				
判断基準	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的または高度な取組みを実施している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的または高度な取組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊取組内容を証する書類			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	認定・認証等：基準日 表彰：過去 3 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
18	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察または陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。 【対象】 ・安全衛生優良企業（厚生労働省） ・健康経営優良法人（経済産業省） ・くるみん（厚生労働省） ・ユースエール（厚生労働省） ・えるぼし（厚生労働省） ・女性ドライバー応援企業認定制度（国土交通省） ・ISO45001（労働安全衛生）、ISO39001（道路交通安全）、ISO14001（環境）認証 ・グリーン経営認証制度（交通モビリティ・エコロジー財団） ・引越事業者優良認定制度（引越安心マーク） ・優秀安全運転事業所表彰（自動車安全運転センター） ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの	
	2 点			
判断基準	基準日において労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または過去 3 年間、国、地方自治体、警察または陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある旨を証する自認書がある。			
自認要件	基準日において労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または過去 3 年間、国、地方自治体、警察または陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊認定証・認証書等の本紙または表彰を受けたことを証する書類（表彰状、国、地方自治体、陸上災害防止協会のプレスリリース、取得状況を示す HP の該当ページ等） ・認定証・認証書・表彰等のいずれも、タイトルと内容がわかること。 ・認定証・認証書・表彰等の発行日、当該事業者名、発行者名、発行者印等があること。 ・表彰の発行日は申請月の前月の任意の日から過去 3 年間以内であること。			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・過去 3 年間とは、申請月の前月の任意の日から遡って 3 年間とする。（同上）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている。	
	19	認証申請の対象営業所			
		全てが該当する場合	一部が該当する場合		
2 点		1 点 （備考参照）			
判断基準	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている旨を証する自認書がある。				
自認要件	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管していただくことを予定している書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けた事業所（営業所）全ての認定証の本紙、または取得状況を示す HP の該当ページの写し ・認定証を受けた事業所（営業所）が、申請する全ての営業所の過半数を占めていること。 ・基準日に、全ての認定証が有効期間内であること。				
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・本項目につき「認証申請の対象営業所の一部が該当する場合」とは認証申請の対象営業所の過半数において貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている場合とする。				

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている。	
		認証申請の対象営業所			
		20	全てが該当 する場合		
2 点	－				
判断基準	貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている旨を証する自認書がある。				
自認要件	貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊認定証の本紙、または取得状況を示す HP の該当ページの写し ・基準日に、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定が有効期間内であること。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		21	全てが該当 する場合	
2 点	－			
判断基準	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している旨を証する自認書がある。			
自認要件	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、周知していることを証する書類を保管。 ＊従業員への周知文書（配布物、業務規程、業務マニュアル、社内ルール等） ・企業のトップが当該ガイドラインに準拠して方針を定め、明文化していること。 ・発行日付、件名、発行責任者（企業のトップまたはそれに準じる責任者）名がわかること。 ・周知した方法（ポスター、パンフレット、回覧、イントラネット等）を示すこと。			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

付録3 様式A 審査申込書

様式A

申請年月日 (西曆)	年 月 日
---------------	-------

一般財団法人 日本海事協会 殿

運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書

日本海事協会の「運転者職場環境良好度認証制度認証規則」、「運転者職場環境良好度認証制度における約款」及び「個人情報保護方針」を了承の上、下記の登録及び運転者職場環境良好度認証制度の審査を申込みます。

【事業者情報】 事業者情報に記載された会社名及び所在地はそのまま登録証書に記載されますので正確に記入してください。※は必須項目です。

会社名※		法人番号※	
会社名※ (英語/ローマ字)		"Co., Ltd"等の会社表記は不要	
所在地※ (住所)	郵便番号	-	都道府県
	市区町村		丁目番地
	ビル名		階・号室
Tel※	-	-	Fax

【申込み情報】※は必須項目です。

申し込み項目にレ点を記入してください。					
認証段階※	□ 一つ星	認証単位※	□ 事業者全体		
			□ 一部都道府県 都道府県名 ()		
事業種別 ¹⁾ 2)※	□トラック □バス(□貸切バス□乗合バス) □タクシー				
申請の 基本要件※	事業許可取得後3年以上経過している。		□はい □いいえ 「いいえ」の場合は下欄に事由を記入してください ³⁾		
	事由				

- 1) 事業種別は、トラック、バス、タクシーのいずれか一つを選択してください(認証は事業種別毎に行われるため、複数の事業(例えば、バス事業とタクシー事業)を一つの会社で行っている場合は別々に申込みをお願いします)
- 2) バスを選択した場合は、事業種別の詳細(貨物バス又は乗合バス(両方行っている場合は両方))を選択してください。
- 3) いずれの場合作ってあるも、企業グループの再編等により事業許可取得後3年以上経過している事業者の就業規則等を承継して運送事業を行っている場合等、特別な事由がある場合は申請が認められる場合があります。そのような場合は事由を記入してください。

【ご担当者情報】申込みや審査担当者からの連絡の際に通知のメールが送信されます。e-Mailは少なくとも1件は必ずご記入ください。※は必須項目です。

氏名※			
所属名		役職	
Tel※	— —	Fax	— —
e-Mail※		e-Mail(予備)	

日本海事協会使用欄(以下の欄には記入しないでください)

受付年月日	受付番号	申込み番号	担当者

様式A

(審査申込書 つづき)

【請求先情報】 請求書の送付先が上記事業者情報及びご担当者情報と異なる場合は「その他」にチェックのうえ、請求先会社名、請求先部署名及び住所をご記入ください。※は必須項目です。

☐ 事業者情報と同じ		☐ その他	
請求先会社名※		請求部署名	
住所※	〒 —	Tel	— —

【公開URL情報】(任意) 本会のホームページで公開する認証事業者一覧に上記URLへのリンクが表示されます(求職者へのPR等にご利用いただけます)。

事業者webサイト	
-----------	--

【事業規模等情報】(任意) 以下の項目は本制度の普及推進のために調査するものです。

事業規模	車両数規模	従業員数規模	資本金規模
	☐ 個人	☐ 個人	☐ 個人・公営
	☐ 10両以下	☐ 10人以下	☐ 500万円以下
	☐ 11両～30両	☐ 11人～30人	☐ 500万円超～1,000万円
	☐ 31両～50両	☐ 31人～50人	☐ 1,000万円超～5,000万円
	☐ 51両～100両	☐ 51人～100人	☐ 5,000万円超～1億円
	☐ 101両～300両	☐ 101人～300人	☐ 1億円超～3億円
	☐ 301両以上	☐ 301人以上	☐ 3億円超
全日本トラック協会 日本バス協会 全国ハイヤー・タクシー連合会		への所属 ⁴⁾	☐ 所属している ☐ 所属していない

⁴⁾各都道府県協会等への所属を含みます。

付録4 様式B 営業所一覧

本申請に係る営業所一覧

会社名

No.	営業所名	郵便番号	都道府県	住	所	電話番号	労働者数 ^{注1)}
0	本社(又は一営業所) ^{注2)}						
1	追加営業所 ^{注3)}						
2	追加営業所						
3	追加営業所						
4	追加営業所						
5	追加営業所						
6	追加営業所						
7	追加営業所						
8	追加営業所						
9	追加営業所						
10	追加営業所						
11	追加営業所						
12	追加営業所						
13	追加営業所						
14	追加営業所						
15	追加営業所						
16	追加営業所						
17	追加営業所						
18	追加営業所						
19	追加営業所						

注1) 自認書で記入する基準日時点における各営業所の常時使用する労働者数を記入してください。

注2) 法人単位で申請する場合は本社をこの欄に記入してください。一部都道府県単位での申請する場合であって、本社を認証申請の範囲に含まない場合は、認証申請の対象となる一営業所目をこの欄に記入してください(その場合、一営業所目には追加の審査料(3千円)・登録料(5千円)は加算されません)。

注3) 認証申請の対象となる全ての営業所(本社を除く)を「追加営業所」欄に記入してください。追加営業所には、一カ所ごとに追加の審査料(3千円)・登録料(5千円)が加算されます。

様式B

付録5 様式C 自認書

様式C

運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書

一般財団法人 日本海事協会 殿

年 月 日

会社名		印
代表者名		

運転者職場環境良好度認証制度の申請にあたり、運転者の労働条件や労働環境に対する取り組みに関する認証項目・参考項目について、下記のとおり自認します。

- 注1) 基準日は、申請月の前月の任意の日を申請者が指定してください。
- 注2) 各項目について自認できる場合は「○」を記入し、自認できない場合、該当がない場合は何も記入しないでください。点数の欄は認証申請の対象営業所の全てが該当する場合は「2点」、対象営業所の一部が該当する場合は「1点」に「○」を記入してください。
- 注3) 通し番号ごとに合計し採点欄に記入してください。(カッコ内の点数は認証に必要な点数を記載しています。)
 なお、「必須」と記入された項目は採点不要です。

認 証 項 目

「認証項目」は、本認証制度において合否を判定するための項目で、27項目を満たす必要があります。ただし、一部の認証項目には複数の小項目が設定されており、すべての小項目を満たさなくても、設定された基準(カッコ内の点数)に達していればその評価項目が満たされます。

【A. 法令遵守等】		基準日 ^{注1)}	年	月	日
通し 番号	認 証 項 目	対象 期間	自認 ^{注2)}	採点 ^{注3)}	
1.	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。	過去 1年間		必須	
2.	労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。			必須	
3.	使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。			必須	
4.	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。			必須	
5.	就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。			必須	
6.	36協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。			必須	
7.	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。			必須	
8.	本認証制度に基づく認証を取り消されていない。			必須	
9.	本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。			必須	

【B. 労働時間・休日】

【D. 労働時間・休日】		認 証 項 目	対象 期間	自 認	採 点
10.	通し 番号	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反に対する行政処分による累積違反点数が5点を超過していない。 ※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。	過去 1年間		必須
11.		労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。	基準日		／ (6点)
	①	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。		2点	
	②	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。		2点 1点	
	③	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)確保することを計画している、又は定めている。		2点 1点	
	④	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を12日以内に制限することを計画している、又は定めている。		2点 1点	
		労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。			
	⑤	フルタイムの運転者の年間の休日数は平均105日以上(※注)である。(計画でも可) ※注: 年次有給休暇を除く(年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均105日以上)		2点 1点	
	⑥	フルタイムの運転者について、完全週休2日制(※注)を採用している。 ※注: 1年を通して、毎週2日の休日がある。		2点 1点	
	⑦	労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。		2点	
	⑧	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。		2点	
	⑨	特別有給休暇制度(例: 慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等)がある。		2点	
	⑩	運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。		2点 1点	
	⑪	デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。		2点 1点	
⑫	事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項: 対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	2点			
⑬	その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。 自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(11-⑬)を満たしていないものとする。)	2点			
12.		運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	基準日		必須

【C. 心身の健康】

通し 番号	認 証 項 目	対象 期間	自 認	採 点
13.	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。	基準日		必須
14.	認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	過去 1年間		必須
15.	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。	過去 1年間		必須
16.	心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。			
	① 法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施している。		2点	1点
	② 運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している(自由記述欄に導入している機器を記述)。			
	自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(16-②)を満たしていないものとする。)			
			2点	1点
	③ 従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	基準日	2点	1点
	④ 管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。		2点	1点
	⑤ パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。		2点	1点
	⑥ その他、上記項目に該当しない心身の健康に関する取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。			
	自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(16-⑥)を満たしていないものとする。)		2点	1点

【D. 安心・安全】

通し 番号	認 証 項 目	対象 期間	自 認	採 点
17.	認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	過去 1年間		必須
18.	健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。	過去 1年間		必須
19.	運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。			
	① 労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。		2点 1点	
	② 病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。		2点 1点	
	③ 退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。		2点 1点	
	④ 定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある。		2点 1点	
	⑤ 採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も1年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。		2点 1点	
	⑥ その他、上記項目に該当しない運転者の安心・安定のための取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。 自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(19-⑥)を満たしていないものとする。)	基準日		／ (4点)
20.	交通事故が発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない。 ※労働基準法第16条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁止されている。	基準日		必須
21.	認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	過去 1年間		必須
22.	最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。	過去 1年間		必須
23.	歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されている。あるいは、歩合制度を採用していない。	基準日		必須
24.	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	基準日		必須
25.	労働基準監督署から累進歩合制度(※注)の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ※注:歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。	過去 5年間		必須 (タクシーのみ)
26.	名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料 ・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料 ・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料 ・障害者割引に係る割引額	基準日		必須 (タクシーのみ)

【E. 多様な人材の確保・育成】

通し 番号	認 証 項 目	対象 期間	自 認	採 点
27.	多様な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。			
	① 運転免許の取得支援制度を設けている。		2点	1点
	② ①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている(自由記述欄に導入している資格取得制度を記述)。 【例: 運行管理者、フォークリフト、クレーン等】			
	自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(27-②)を満たしていないものとする。)	基準日	2点	1点
	女性運転手が働きやすい環境がある。			
	③ 常時選任する女性運転者がいる。		2点	1点
	④ 営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。		2点	1点
	⑤ その他、③④に該当しない女性運転者を採用する・支援する取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。			
	自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(27-⑤)を満たしていないものとする。)	基準日	2点	1点
	運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。			
	⑥ 運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例: 育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】		2点	1点
	⑦ 運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例: 社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】	基準日	2点	1点
	⑧ 運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例: 社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】		2点	1点

／
(6点)

参 考 項 目

「参考項目」は一つ星の可否には関係しませんが、将来の二つ星、三つ星取得に向けた目安を示す観点から加点方式により参考点を付与する項目です。自認欄には、認証項目と同様に、認証申請の対象営業所の全てが該当する場合は「2点」、対象営業所の一部が該当する場合は「1点」に「○」を記入してください。但し、通し番号15.～18.は、該当する事務所が一部の場合でも点数は「2点」です。また、採点欄には、通し番号ごとに点数を記入してください。

☐ 満たす参考項目がない^{注4)}

注4) 参考項目に満たす項目が一つもない場合は□にチェックを入れてください。

【B. 労働時間・休日】

通し 番号	参 考 項 目	対象 期間	自 認	採 点
1.	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反がない。 ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守(運送1回分に限る。)その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。(時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。)	過去 1年間	2点	
2.	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	年間960時間以内	基準日 2点	
3.	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 (例)認証申請の対象営業所の全てを年間840時間以内に制限しており、一部の営業所を年間720時間以内に制限している場合：2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+1点(一部営業所年間720時間以内)=5点	年間960時間以内 年間840時間以内 年間720時間以内 単月100時間未満 基準日 2～6ヵ月の平均がいずれも80時間以内	2点 2点 2点 2点 基準日 2点	1点 1点 1点 1点 1点 1点
4.	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間以上確保することを定めている。 (例)認証申請の対象営業所の全てで10時間以上確保しており、一部の営業所で12時間以上確保している場合：2点(全営業所9時間以上)+2点(全営業所10時間以上)+1点(一部営業所11時間以上)+1点(一部営業所12時間以上)=6点	9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上) 10時間以上(隔日勤務の場合は22時間以上) 11時間以上(隔日勤務の場合は23時間以上) 12時間以上(隔日勤務の場合は24時間以上)	基準日 2点 2点 2点 2点	1点 1点 1点 1点
5.	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数以内に制限している。 (例)認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点(全営業所12日以内)+2点(全営業所11日以内)+2点(全営業所10日以内)+1点(一部営業所9日以内)+1点(一部営業所8日以内)=8点	12日以内 11日以内 10日以内 9日以内 8日以内	基準日 2点 2点 2点 2点 2点	1点 1点 1点 1点 1点
6.	運転者の時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。	年間960時間以内	過去 1年間 2点	
7.	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。 (例)認証申請の対象営業所の全ての実績が年間720時間以内の場合：2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+2点(全営業所年間720時間以内)=6点	年間960時間以内 年間840時間以内 年間720時間以内 単月100時間未満 2～6ヵ月の平均がいずれも80時間以内	過去 1年間 2点 2点 2点 2点 2点	
8.	運転者の勤務終了後の休息期間の実績は9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)である。	過去1年間	2点	1点
9.	運転者の連続勤務の実績は12日以内である。	過去1年間	2点	1点
10.	運転者の年次有給休暇の平均取得日数は10日以上である。	過去1年間	2点	

【C. 心身の健康】

通し 番号	参 考 項 目	対象 期間	自 認	採 点
11.	認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷(※注)を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。)が発生していない。 ※注:重傷とは次の傷害とする イ 脊柱の骨折 ロ 上腕又は前腕の骨折 ハ 内臓の破裂 ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第二条第三号と同じ基準)	過去 3年間	2点	

【E. 多様な人材の確保・育成】

通し 番号	参 考 項 目	対象 期間	自 認	採 点
12.	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が一定割合未満である。 (参考)運輸業・郵便業の離職率(平成29年):12.4% 産業計の離職率(平成29年):14.9% 出典:厚生労働省「雇用動向調査」 注:事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、事業者の事業年度のいずれの過去3年間の実績で判定する。 (例)認証申請の対象営業所の全てで10%未満の場合:2点(全営業所30%未満)+2点(全営業所10%未満)=4点	過去 3年間	2点	
13.	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準を設定している。	基準日	2点	
14.	トラック 標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとしている。	基準日	2点	
15.	トラック バス 長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。	基準日	2点	

【F. 自主性・先進性等】

通し 番号	参 考 項 目	対象 期間	自認	採点
16.	腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 【例：テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】	過去 3年間	2点	
17.	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 【例：社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】	基準日	2点	
18.	労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。 【対象】 ・安全衛生優良企業（厚生労働省） ・健康経営優良法人（経済産業省） ・くるみん（厚生労働省） ・ユースエール（厚生労働省） ・えるぼし（厚生労働省） ・女性ドライバー応援企業認定制度（国土交通省） ・ISO45001（労働安全衛生）、ISO39001（道路交通安全）、ISO14001（環境）認証 ・グリーン経営認証制度（交通モビリティ・エコロジー財団） ・引越事業者優良認定制度（引越安心マーク） ・優秀安全運転事業所表彰（自動車安全運転センター） ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの	認定・ 認証等： 基準日 表彰： 過去 3年間	2点	
19.	トラック 認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の認定を受けている。	基準日	2点	1点
20.	バス 貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている。	基準日	2点	
21.	トラック 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。	基準日	2点	

付録6 様式D「提出書類」表紙

注：提出書類毎にホチキス止めしてください。

提出書類表紙：様式D-1

会社名	
-----	--

就業規則の写し

【認証項目：通し番号5】

就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。

【提出書類及び注意事項】

提出書類：申請する全ての営業所における直近の就業規則の写し

- ・当該表紙の後に就業規則の写しを綴ること。
- ・複数の営業所が営業所ごとに届出した場合は、当該表紙の後に「営業所一覧」を添付し、「営業所一覧」の番号順に各就業規則の写しを綴ること。各就業規則の写しの表紙には「営業所一覧」の番号、営業所名を記載し、「付箋」を貼り付けること。
- ・本社一括届出の場合は、当該表紙の後に「営業所一覧」及び就業規則の写しを添付し、本社一括の旨を就業規則の写しの表紙に記載すること。
- ・就業規則の表紙に労働基準監督署の受付印が押印されていない場合は不可。
(本認証制度にあっては労働者10人未満の場合は押印不要)
- ・就業規則は制定日、改定日が記載された最新版であること。
- ・就業規則の制定日、改正日と受付印に齟齬が見られる場合は不可。
- ・変更届のみの場合は不可。
- ・不鮮明である場合は不可。

日本海事協会使用欄(以下の欄には記入しないでください)

受付年月日	受付番号	事業者ID	担当者

注：提出書類毎にホチキス止めしてください。

提出書類表紙：様式 D-2

会社名	
-----	--

3 6 協定の写し

【認証項目：通し番号 6】

3 6 協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。

【提出書類及び注意事項】

提出書類：申請する全ての営業所における労働基準監督署長に届け出された直近の 3 6 協定の写し

- ・当該表紙の後に 3 6 協定の写しを綴ること。
- ・複数の営業所が営業所ごとに届出した場合は、当該表紙の後に「営業所一覧」を添付し、「営業所一覧」の番号順に各 3 6 協定の写しを綴ること。各 3 6 協定の写しの表紙には「営業所一覧」の番号、営業所名を記載し、「付箋」を貼り付けること。
- ・ユニオンショップ制の組合により、3 6 協定が全ての営業所とも同一の場合は、当該表紙の後に「営業所一覧」及び「営業所一覧」で最初に記載した営業所の 3 6 協定の写しを添付し、他営業所も同一内容である旨を 3 6 協定の写しの表紙に記載すること。
- ・直近（1 年以内）の 3 6 協定の写しがない場合は不可。
- ・申請日が当該協定に定められた期間に該当していること。
- ・労働基準監督署、事業者及び労働者の代表の名称が明記されていること。
- ・3 6 協定の表紙に労働基準監督署の受付印が押印されていない場合は不可。
- ・不鮮明である場合は不可。

日本海事協会使用欄（以下の欄には記入しないでください）

受付年月日	受付番号	事業者 ID	担当者

注：提出書類毎にホチキス止めしてください。

提出書類表紙：様式 D-3

会社名	
-----	--

労働条件通知書の写し

【認証項目：通し番号 7】

従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。

【提出書類及び注意事項】

提出書類：申請する全ての営業所において、任意の運転者 1 名の労働条件通知書の写し

- ・当該表紙の後に労働条件通知書の写しを綴ること。
- ・複数営業所の場合は、当該表紙の後に「営業所一覧」を添付し、「営業所一覧」の番号順に各労働条件通知書の写しを綴ること。各労働条件通知書の写しの表紙には「営業所一覧」の番号、営業所名を記載し、「付箋」を貼り付けること。
- ・「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成 11 年 1 月 29 日基発第 45 号）に基づき、労働条件を適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の際に交付していた場合であっても、本認証制度では労働条件通知書が必要。
- ・事業所名、労働者名が記載されていない場合は不可。
- ・契約期間、就業の場所、休日、休暇、賃金、退職、社会保険や雇用保険などに関する記載がないものは不可。
- ・不鮮明である場合は不可。

日本海事協会使用欄(以下の欄には記入しないでください)

受付年月日	受付番号	事業者 ID	担当者

注：提出書類毎にホチキス止めしてください。

提出書類表紙：様式 D-4

会社名	
-----	--

安全委員会、衛生委員会等の各委員会構成員一覧、又は議事次第や議事録（従業員の意見を聴くための機会を設けた場合それが確認できる書面）の写し

【認証項目：通し番号 13】

労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。

【提出書類及び注意事項】

提出書類：申請する全ての営業所において、(1) 又は (2) の書類の写し

(1) 委員会が設置されている場合は、下記のいずれかの書類の写し

a. 委員会の構成員一覧

b. 直近 1 回分の委員会の議事次第や議事録

(2) 従業員の意見を聴くための機会を設けた場合は、それが確認できる書面の写し

a. 直近 1 回分の機会を設けたことが分かる議事次第や議事録等。

- ・ 当該表紙の後に上記書類を綴ること。
- ・ 複数営業所の場合は、当該表紙の後に「営業所一覧」を添付し、「営業所一覧」の番号順に各委員会構成員一覧等の写しを綴ること。各委員会構成員一覧等の写しの表紙に「営業所一覧」の番号、営業所名を記載し、「付箋」を貼り付けること。
- ・ 不鮮明である場合は不可。

日本海事協会使用欄（以下の欄には記入しないでください）

受付年月日	受付番号	事業者 ID	担当者

注：提出書類毎にホチキス止めしてください。

提出書類表紙：様式 D-5

会社名	
-----	--

営業所毎に様式第 6 号（労働安全衛生規則第 52 条関係）で規定する直近 1 回分の定期健康診断結果報告書の写し（労働基準監督署の受付印があること）

【認証項目：通し番号 15】

所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。

【提出書類及び注意事項】

提出書類：申請する全ての営業所において、常時 50 人以上の労働者を使用する営業所の場合は、営業所毎に様式第 6 号（労働安全衛生規則第 52 条関係）で規定する直近 1 回分の定期健康診断結果報告書の写し（以下、様式第 6 号）

- ・当該表紙の後に様式第 6 号の写しを綴ること。
- ・複数営業所の場合は、当該表紙の後に「営業所一覧」を添付し、「営業所一覧」の番号順に各様式第 6 号の写しを綴ること。各様式第 6 号の写しの表紙に「営業所一覧」の番号、営業所名を記載し、「付箋」を貼り付けること。
- ・様式第 6 号には、労働基準監督署の受付印があること。
- ・不鮮明である場合は不可。

日本海事協会使用欄（以下の欄には記入しないでください）

受付年月日	受付番号	事業者 ID	担当者

注：提出書類毎にホチキス止めしてください。

提出書類表紙：様式 D-6

会社名	
-----	--

行政処分の違反点数を受けている事業者については、是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できる書類（事業改善報告書等）の写し

【認証項目：通し番号 4】

道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が 20 点を超えていない。

【提出書類及び注意事項】

提出書類：行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 20 点以下を含む）については、違反に対する是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できる書類（事業改善報告書等）の写し

- ・当該表紙の後に上記書類の写しを綴ること。
- ・不鮮明である場合は不可。

【認証項目：通し番号 10】

認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反に対する行政処分による累積違反点数が 5 点を超えていない。
※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。

【提出書類及び注意事項】

提出書類：行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 5 点以下を含む）については、違反に対する是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できる書類（事業改善報告書等）の写し

- ・当該表紙の後に上記書類の写しを綴ること。
- ・不鮮明である場合は不可。

日本海事協会使用欄（以下の欄には記入しないでください）

受付年月日	受付番号	事業者 ID	担当者

付録7 様式E 郵送物チェックリスト

様式E

郵送物チェックリスト(郵送する書類の一番上に同封してください)

会 社 名:
ご担当者氏名:

封筒に入れたら確認欄に☑してください。

確認	様式	郵送書類 書式名
☐	様式A	「審査申込書」
☐	様式B	「営業所一覧」
☐	様式C	「自認書」
確認	様式	「提出書類」
☐	様式D-1 (表紙)	就業規則の写し
☐	様式D-2 (表紙)	36協定の写し
☐	様式D-3 (表紙)	労働条件通知書の写し
☐	様式D-4 (表紙)	安全委員会、衛生委員会等の各委員会構成員一覧、又は議事次第や議事録の写し (従業員の意見を聴くための機会を設けた場合それが確認できる書面)
☐	様式D-5 (表紙)	営業所毎に様式第6号(労働安全衛生規則第52条関係)で規定する直近1回分の定期健康診断結果報告書の写し(営業所で使用する労働者が50人未満の場合は提出の必要なし)
☐	様式D-6 (表紙)	行政処分の違反点数を受けている事業者については、違反に対する是正措置が適切に実施(または計画)されていることが確認できる書類(事業改善報告書等)の写し

本見本登録証書は申請案内書
に掲載するイメージとして仮
に作成したものでデザイン等
は変更になる場合があります。



運転者職場環境良好度認証制度 ～働きやすい職場認証制度～ 登録証書

日本トラックバスタクシー交通株式会社
東京営業所

登録番号：20-000A

所在地：東京都千代田区紀尾井町4-7

上記組織は、運転者職場環境良好度認証制度において、本会の規則に基づいて審査した結果「一つ星」として認証され、本会の運転者職場環境良好度認証制度登録簿に登録されたことを証明する。

本証書は、2023年6月30日まで有効である。

発行日 2021年5月20日



国土交通省指定
運転者職場環境良好度認証制度 認証実施団体
一般財団法人 日本海事協会
事業開発本部長

